

議案第 17 号

関市医学生等修学研修資金貸与条例の一部改正について

関市医学生等修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

修学研修資金の返還に係る貸付利息及び延滞金の計算方法を改めるため、この条例を定めようとする。

関市医学生等修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例

関市医学生等修学研修資金貸与条例（平成23年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1月以内で市長が定める日（次項において「返還すべき日」という。）までに、貸与を受けたそれぞれの修学研修資金の額に、交付を受けたそれぞれの日の翌日から起算して当該各号に規定する事由が生じた日までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で複利計算した利息（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を一括して返還しなければならない。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合において、貸与者は、正当な理由がなく貸与を受けた修学研修資金の額を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還総額に、返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和31年関市条例第2号）第5条の規定により計算した延滞金を加えた額を支払わなければならない。

第13条第3項を削り、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とする。

第16条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第13条の規定は、この条例の施行の日以後に貸付の決定をした医学生修学資金及び研修資金について適用し、同日前に貸付の決定をした医学生修学研修資金及び研修資金については、なお従前の例による。